

千葉県谷津田の自然の保全活動に係る報償金交付要領

(趣旨)

第1条 市長は、谷津田の多様な生態系や自然景観を保全することを目的に、千葉県谷津田の自然の保全に関する要綱第5条第3項の規定に基づき、活動協定を締結した活動団体に対して活動を支援するために予算の範囲内において、この要領に基づきその活動に報償金を交付する。

(定義)

第2条 この要領における用語は、千葉県谷津田の自然の保全に関する要綱において使用する用語の例による。

(交付の対象となる活動)

第3条 報償金の交付の対象となる活動は、活動団体が保全区域において谷津田等の自然環境及び景観を保全し、又は回復するとともに、その活用を図るために行うものとする。

(報償金の額)

第4条 活動団体が会計年度内に交付を受けることのできる報償金の金額は、保全区域ごとに6万円を上限とし、毎年度上半期・下半期に分けてそれぞれ3万円を上限として交付するものとする。

(保全活動年間計画の承認申請)

第5条 活動団体が報償金の交付を受けようとするときは、千葉県谷津田の自然の保全活動年間計画承認申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事項を記載し、申請対象年度の6月30日までに市長に提出するものとする。

- (1) 団体の所在地、団体名、代表者氏名及び連絡先
- (2) 構成員数
- (3) 申請対象年度に係る活動計画
- (4) 報償金の振込先

(保全活動年間計画の承認等)

第6条 市長は、前条の申請により活動の承認又は不承認の決定をしたときは、千葉県谷津田の自然の保全活動年間計画承認・不承認通知書(様式第2号)により活動団体に通知するものとする。

(報告書の提出)

第7条 前条による承認を受けた活動団体は、次の表の定めるところにより千葉市谷津田の自然の保全活動実績報告書(様式第3号)(以下「実績報告書」という。)を市長に提出するものとする。

区分	活動実施月	提出期限
上半期	4月から9月まで	10月10日
下半期	10月から3月まで	3月31日

(交付額の決定等)

第8条 市長は、実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により報償金の交付額を決定する。

2 市長は、前項に係る交付の決定をしたときは、速やかに申請者に対し、千葉市谷津田の自然の保全活動報償金交付額決定通知書(様式第4号)により活動団体に通知するものとする。

(請求)

第9条 前条による通知を受けた活動団体が、報償金の交付を受けようとするときは、千葉市谷津田の自然の保全活動報償金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書が提出された場合は、提出された日から30日以内に支払いを行うものとする。

(中止の届出)

第10条 活動団体が保全活動を中止するときは、千葉市谷津田の自然の保全活動中止届出書(様式第6号)及び活動月までの活動内容を記載した実績報告書を提出するものとする。

(報償金の交付取消し及び返還等)

第11条 報償金の保全活動年間計画承認又は報償金の交付を受けたものが、次のいずれかに該当するときには、市長は保全活動年間計画承認を取消し、又は報償金の全部を返還させることができる。

(1) 申請書又は活動報告書への虚偽の記載等の不正な行為があったとき。

(2) この要領に違反する行為があったとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

千葉県谷津田の自然の保全活動年間計画承認申請書

（あて先）千葉県長

所在地
 団体名
 代表者名
 連絡先電話番号
 電子メールアドレス @

千葉県谷津田の自然の保全活動に係る報償金交付要領第5条の規定により、下記のとおり活動計画の承認を申請します。

1 申請対象年度 令和 年度

2 活動地区 () 地区

3 構成員数 () 人

4 活動内容

5 活動予定日

活動日	曜日	活動日	曜日

合計日数 日

6 購入予定物品

購入物品	個数	購入物品	個数

7 その他

8 報償金の振込先

銀行名	支店名	店番号	口座番号	口座名義（通帳通り正確に）
				(フリガナ)

千葉県指令 第 号
年 月 日

千葉県谷津田の自然の保全活動年間計画承認・不承認通知書

(あて先) 所在地
団体名
代表者名

千葉市長
(公印省略)

年 月 日付けの申請について、千葉県谷津田の保全活動に係る報償金交付要領第6条の規定により、下記のとおり承認・不承認したので通知します。

記

- 1 申請対象年度 令和 年度
- 2 活動地区 () 地区
- 3 不承認の理由

(教示)

この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉市谷津田の自然の保全活動実績報告書

（あて先）千葉市長

所在地
団体名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス @

千葉市谷津田の保全活動に係る報償金交付要領第7条の規定により、令和 年度（上半期・下半期）の実績を下記のとおり報告します。

1 活動内容

.....
.....
.....

2 活動日

活動日	曜日	活動日	曜日

合計日数 日

3 購入物品

購入物品	個数	金額	購入物品	個数	金額

千葉県達 第 号
年 月 日

千葉県谷津田の自然の保全活動報償金交付額決定通知書

(あて先) 所在地
団体名
代表者名

千葉市長
(公印省略)

年 月 日付けの実績報告に基づく報償金の交付額について、千葉県谷津田の保全活動に係る報償金交付要領第8条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 届出対象年度 令和 年度
- 活動地区 () 地区
- 交付額 円

年 月 日

千葉県谷津田の自然の保全活動報償金請求書

（あて先）千葉県長

所在地
団体名
代表者名
連絡先電話番号
電子メールアドレス

@

千葉県谷津田の保全活動に係る報償金について、千葉県谷津田の自然の保全活動に係る報償金交付要領第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 件名 千葉県谷津田の保全活動（ 年度 上 ・ 下 半期）
- 2 活動地区 （ ）地区
- 3 請求金額 ￥－
- 4 振込先 千葉県谷津田の自然の保全活動年間計画書（様式第1号（第5条））のとおりに

年 月 日

千葉市谷津田の自然の保全活動中止届出書

（あて先）千葉市長

所在地

団体名

代表者名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市谷津田の自然の保全活動に係る報償金交付要領第10条の規定により、下記のとおり活動計画の中止を届出ます。

記

- 1 申請対象年度 令和 年度（上半期・下半期）
- 2 活動地区 （ ）地区
- 3 中止理由